

足柄地域における高病原性鳥インフルエンザ防疫体制

足柄家畜保健衛生所

宮下 泰人 荒木 悦子
池田 暁史 阿部 敬
吉田 昌司 丹波 義彰

はじめに

高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」）は、平成16年1月12日にわが国では79年ぶりに山口県で発生が見られ、その後、図1で示すとおり、大分県、京都府、茨城県、埼玉県、宮崎県で49戸の発生があり、620万羽の鶏を処分している。そして平成20年の春には、死亡したオオハクチョウからH5N1ウイルスが分離された。

このようにHPAIの感染リスクが高まる中、危機管理の範囲も拡大してきており、逐次問題点を解決しつつ、地域の本病防疫体制を整備してきたので、その概要を報告する。

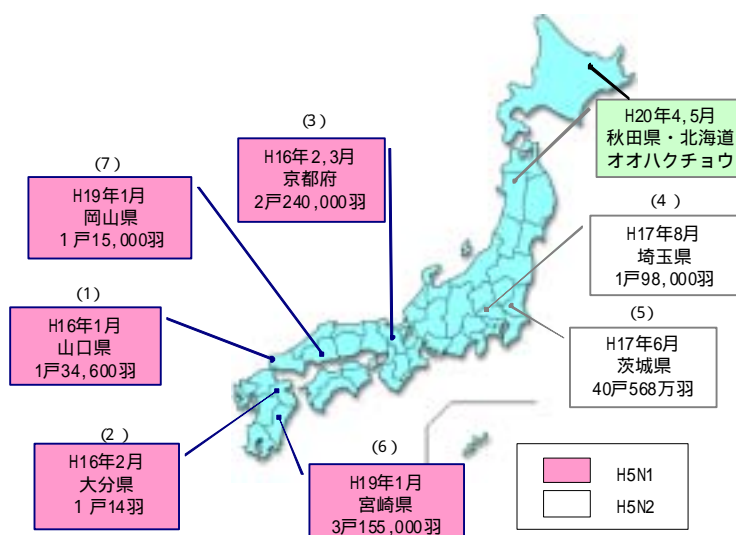


図1 国内におけるHPAIの発生状況等

基本的な防疫手順の確認

基本的な防疫対応については平成15年9月に農林水産省が策定した「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に従い準備を進めてきた。HPAIの発生を想定した防疫演習は、山口県での発生直後、平成16年1月23日に畜産課の主催で県内の家畜防疫員、養鶏関係団体、衛生関係機関を参集し実施

している。

そのような中、1月27日に管内の10万羽を飼養する養鶏場において飼養鶏の大量死の通報があり、農場の消毒、鶏卵・資材などの移動自粛、病原検索などマニュアルに基づく防疫対応を実施した。幸いにしてHPAIは否定されたが、具体的な防疫対応を迫られた。

こういったこともあり、平成16年3月には当該農場で発生があった場合を想定した防疫会議を、管内関係機関を参集し開催、防疫対応の概要と経時的な手順について確認した。さらに、平成17年10月には各作業担当と延べ作業人員や必要となる資材を積算するなど、防疫対応の詳細について確認した。

防疫対応の課題

防疫会議や検診事例などから、次のような課題が見つかった。

1 特殊な資材の調達ルートの確認

初動防疫に必要な資材は従来も準備はできていたが、一部の特殊な資材については検討段階だったので、調達ルートなどの確認を行う必要があり、これを行った。

2 防疫作業従事員及びその補助員の確保

防疫作業は、関係職員だけでは難しく、機会あるごとに管内市町、関係団体に対し防疫対応への理解を求めていたが、なお、課題として残った。

3 殺処分死体や汚染物品の処理方法

家畜伝染病予防法（以下「家伝法」）では埋却処分が基本であるが、当所管内では困難と思われた。

4 地域内の関係機関との具体的な連携体制、隣接他県との防疫体制の確認

地域内の県機関、市町との連携をどうするか、隣接他県との広域的な連携をどうするか、などもこの時の課題として挙がっていた。

殺処分死体の処理

法令殺した死体の処理は、家畜伝染病予防法では、優先順位として埋却処分となっている。過去に

発生した家畜伝染病においては、一部の疾病を除き、埋却により処分しており、山口県や京都府の例でも埋却処分された。当所管内においては、当時10万羽規模の養鶏場を抱え、この農場での発生を想定した防疫演習でも、人家の所在、飲料水、土地の所有権などを考慮すると埋却可能な場所は見つけることができず、防疫演習終了後、管内の一般廃棄物処理場3箇所について調査することとした。

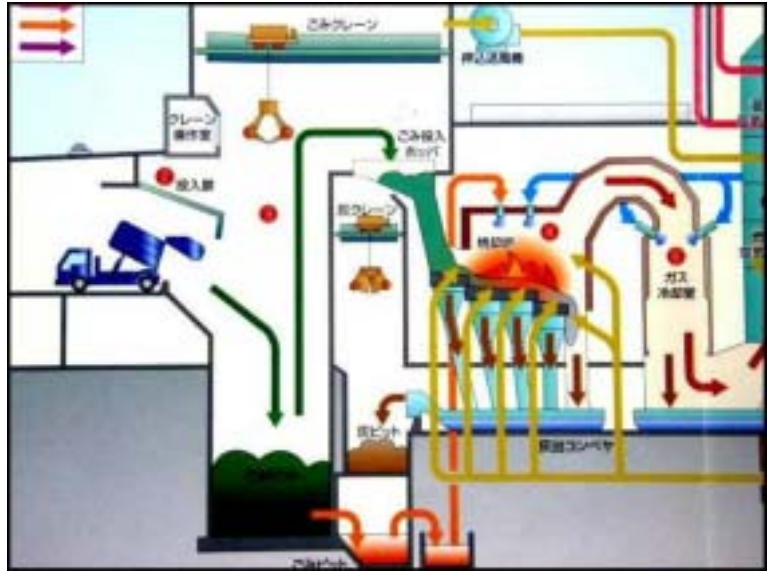


図2 焼却炉（イメージ）

平成17年11～12月に調査した結果、1箇所は老朽化が著しく、構造的、能力的に利用は難しいと思われたが、他の2箇所については、図2のように廃棄物の投入をクレーンで行っているために殺処分死体等の荷姿や投入方法を工夫する必要はあるものの、利用可能であると判断された。

地域内の連携体制

本県では平成16年12月に神奈川県食の安全・安心推進会議が神奈川県高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアルを作成し、発生時には全庁的な取り組みをすることになっている。そして、地域においては図3のとおり、地域県政総合センター（以下「センター」）の所長を本部長とする現地对策本部（以下「現对本部」）を設置し、発生農場の防疫対応を行う家きん防疫班（家畜保健衛生所（以下「家保」））を後方支援する内容となっている。

組織体制については青写真ができたものの、各構成機関の具体的な役割や連絡体制など調整が必要だった。

そのような折、足柄上地域については、平成17年12月にセンター総務部安全防災課の主催で、現对本部構成機関の担当者会議が開催さ

現地对策本部組織

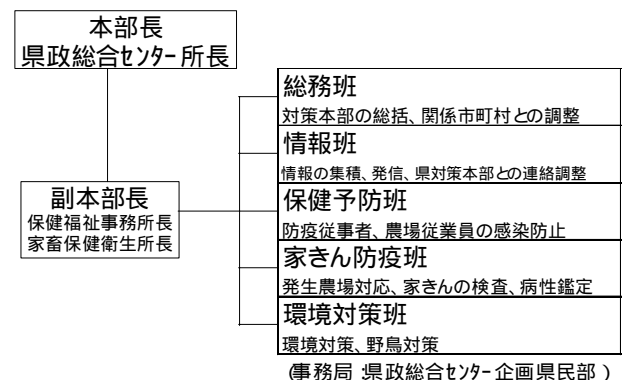


図3 現地对策本部組織図

れ、関係機関連絡会議開催に向けて準備が進められ地域内の連携構築に向けて道筋が付けられた。

足柄上地域関係機関連絡会議は平成19年2月に開催され、平成20年2月には現対本部構成機関に加え、管内市町の危機管理担当部局、警察、消防を参集し、第2回目の関係機関会議を開催、県以外の関係機関との情報交換を行った。

西湘地域においても足柄上地域の取り組みを参考に、平成20年6月に現対本部構成機関、管内市町、警察、消防、公立病院を参集し、開催された。

当所は、この席上、HPAI 防疫体制について、養鶏場から異常鶏発見の通報があったから防疫措置が終了するまでの対応について経時的に報告した。

これら二つの地域については、事務局であるセンター安全防災課の積極的な協力により、各構成機関の具体的な役割分担と連絡網を構築するに至り、地域防疫体制が確立されつつある。

静岡県東部家保との県境防疫会議の開催

HPAI は、防疫指針が策定された時点では、移動制限区域が発生農場から半径30km圏内に設定され、広域な防疫対応が必要となることから、隣接する静岡県東部家保と県境防疫会議を開催することとした。

第1回目を当所の主催で、平成19年2月に開催し、管内の畜産農場の飼養状況や分布、発生時の防疫体制など情報交換し、HPAI 発生時の連絡体制について確認した。以後、交互に主催し、毎年開催している。

死亡野鳥の対応

平成20年4月に死亡したオオハクチョウから H5N1 ウイルスが分離され、環境省が死亡野鳥の検査等を行うこととなり、本県では環境農政部緑政課が対応することとなった。そして、地域においてはセンター環境部環境課が対応することとなったが、検査機関を持たないことから、県畜産課を通じ家保に対して協力要請があった。

連携体制としては、死亡野鳥の情報をセンター環境部で受け付け、その情報を家保に連絡し、センター環境部が現地調査を実施、必要があれば簡易検査キットで検査を実施することとした。環境省が「野鳥における HPAI にかかる都道府県鳥獣担当部局等の対応技術マニュアル」を策定後は、本マニュアルに従って簡易検査が必要な場合に、家保が実施することとしている。

休日夜間等の連絡体制については、足柄上地域、西湘地域ともセンター環境部が調整し、連絡網が

整備されている。

まとめ

以上をまとめると、次のとおりである。

- 1 防疫会議等により管内の農場で発生した場合の防疫手順を確認するとともに、必要な施設の調査を実施した。
- 2 HPAI 発生時に、県の発生時対応マニュアルに即した防疫活動ができるよう、センター安全防災課と協力し、地域防疫体制の構築に努めた。
- 3 広域的防疫活動ができるよう県境防疫会議を開催し、連絡体制の構築と必要な情報交換を行った。
- 4 家保が所管する家伝法の対象外である野鳥の検査体制に協力した。

今後の課題

防疫体制としては必要なものを構築してきたが、今後の課題としては?、まず、市町との一層の連携強化が必要である。

養鶏場のある市町とは、各市町の飼養状況、経営環境など地域の状況に合わせた個別の防疫体制の構築が必要となる。

養鶏場のない市町においても、養鶏場としてカウントされていない極めて小規模の愛玩鶏飼養者も防疫対象となることや消毒ポイントの運営や一般市民に対する広報活動など養鶏場の有無と関係のない防疫措置があることから、こういった部分での連携の強化が必要となる。最終的にはこれらをマニュアル化することが望まれる。

そして、学校やミニ動物園など、飼養する家きんが、人と接触する機会の多い施設において、疑い事例や発生時の対応マニュアルがない、など準備不足が見受けられた。風評や無用な混乱を防止するために、県民に対し正しい知識を引き続き提供する必要がある。

むすび

HPAI が発生すれば、当該農場のみならず周辺地域の対応も含め大掛かりな対応が必要となり、過

去の発生事例を見ても、関係機関との連携が早期終息に結びついている。

関係機関の協力のもと、管内の防疫体制を総合的に構築することができたが、引き続き、関係機関と共通認識をもち、防疫体制のさらなる整備に努めてゆきたい。